

次の①②のどちらか、または①②両方の影響により、追加給付の有無やその額が決まります

① 年金スライド率の改正

今回の年金スライド率の改正により、追加給付等の対象となる方、対象とならない方をご説明します。

◆対象となる方

2004（H16）年8月以降の労災保険給付について、現在、対象となる方や追加給付額を確定させるため、システムによる再計算を進めているところです。今しばらくお時間をいただきますが、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

～追加給付の対象となる方の例～

（例）2001（H13）年6月に夫が亡くなり、翌月から2017（H29）年6月分まで、遺族補償年金を受給していたAさん（45歳）の場合

※現在の年金支給額：給付基礎日額<sup>（注1）</sup> 1万円×153日分（ご遺族1名）= 153万円  
→ 追加給付額は、**90,270円** + 加算額<sup>（注2）</sup>（5,370円）

<計算方法>

153万円×1%×4年=61,200円                      153万円×0.2%×1年=3,060円  
153万円×0.4%×1年=6,120円                      153万円×0.6%×1年=9,180円  
153万円×0.7%×1年=10,710円

※2001（H13）に被災した方は、

- ・H18.8～H21.7分及びH22.8～H23.7分の4年について、改正前後のスライド率の差が+1%
  - ・H25.8～H26.7分の1年について、改正前後のスライド率の差が+0.2%
  - ・H26.8～H27.7分の1年について、改正前後のスライド率の差が+0.4%
  - ・H27.8～H28.7分の1年について、改正前後のスライド率の差が+0.6%
  - ・H28.8～H29.7分の1年について、改正前後のスライド率の差が+0.7%
- なお、H16.8～H18.7分、H21.8～H22.7分及びH23.8～H25.7分のスライド率は、算定の結果、変化しない。

（例）2012（H24）年10月に被災し、同月から2019（H31）年3月現在も、障害補償年金を受給しているBさんの場合

現在の年金額：給付基礎日額<sup>（注1）</sup> 1万円×313日分（障害等級1級）= 313万円  
→ 追加給付額は、**55,296円** + 加算額<sup>（注2）</sup>（552円）

<計算方法>

313万円×0.2%×1年=6,260円    313万円×0.4%×2年8ヶ月=33,386円  
313万円×0.5%×1年=15,650円

※2012（H24）に被災した方は、

- ・H26.8～H27.7分の1年について、改正前後のスライド率の差が+0.2%
  - ・H27.8～H29.7分及びH30.8～H31.3分の2年8ヶ月について、改正前後のスライド率の差が+0.4%
  - ・H29.8～H30.7分の1年について、改正前後のスライド率の差が+0.5%
- なお、H26.7までは、制度上、スライド率の適用を受けない。

◆対象とならない方

【2019年4・5月（6月支払）分について、今回のスライド率の改正による影響がない方】

○2005（H17）年度、2006（H18）年度、2016～2018（H28～30）年度に被災された方及びそのご遺族

【2019年3月分までにお支払いしたものについて、スライド率の改正による追加給付の対象とならない方】

○2017（H29）年度、2018（H30）年度に被災された方及びそのご遺族  
（制度上、まだスライド率の適用を受けないため）

○2004（H16）年度～2011（H23）年度に被災された方及びそのご遺族の方に対して  
2015（H27）年7月31日までの分として支給された分、2016（H28）年度に被災された方及びそのご遺族

（算定の結果、スライド率が上昇しなかったため）

○給付基礎日額<sup>（注1）</sup>が年齢階層別最高限度額の適用を受ける方  
（25歳未満・70歳以上：約13,000円～50歳代前半：約25,000円）

○このほか、再計算の結果、対象とならない場合もあります。

## ② 最低保障額（自動変更対象額）の改正

今回の最低保障額の改正により、追加給付等の対象となる方、対象とならない方をご説明します。  
(円)

各期間	2004.8~ 2005.7	2005.8~ 2006.7	2006.8~ 2007.7	2007.8~ 2008.7	2008.8~ 2009.7	2009.8~ 2010.7	2010.8~ 2011.7	2011.8~ 2012.7	2012.8~ 2013.7	2013.8~ 2014.7	2014.8~ 2015.7	2015.8~ 2016.7	2016.8~ 2017.7	2017.8~ 2018.7	2018.8~ 2019.7
改正前	4,160	4,080	4,100	4,080	4,060	4,040	3,950	3,960	3,950	3,930	3,920	3,920	3,910	3,920	3,940
改正後 (差額)	4,160 (0)	4,100 (+20)	4,120 (+20)	4,100 (+20)	4,080 (+20)	4,060 (+20)	3,970 (+20)	3,980 (+20)	3,970 (+20)	3,940 (+10)	3,940 (+20)	3,940 (+20)	3,920 (+10)	3,930 (+10)	3,950 (+10)

### ◆対象となる方

各期間の「改正後」の値を下回る給付基礎日額<sup>(注1)</sup>が適用されていた方

#### ～追加給付の対象となる方の例～

(例) 2018(H30)年4月から2019(H31)年3月現在まで障害補償年金(障害等級5級: 給付基礎日額<sup>(注1)</sup>184日分/年)を受給しているCさん(66歳)の場合

※ Cさんは平均賃金が3,000円であったため、2018年4月から7月までは3,920円、2018年8月から2019年3月までは3,940円の最低保障額で支給されています。

★改正により、最低保障額が上記表のとおり、それぞれ10円増額します。

→ 追加給付額は

10円×184日/年(2018年4月～2019年3月) = **1,840円** + 加算額<sup>(注2)</sup>(18円)

### ◆対象とならない方

各期間の「改正後」の値以上の給付基礎日額<sup>(注1)</sup>が適用されていた方

(注1) 給付基礎日額: 基本的には、労働基準法上の「平均賃金」に基づき決まるものです。ご自身の給付基礎日額は、「支給決定通知書」や「変更決定通知書」(別紙参照)などで確認することができます。

(注2) 加算額: 過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた金額との「差額」に、その「差額」が現在価値に見合う金額となるようにするための金額を加算するものです。

以下の①②のどちらか、または①②両方の影響により、追加給付の有無やその額が決まります

### ① 最低保障額（自動変更対象額）の改正

今回の最低保障額の改正により、追加給付等の対象となる方、対象とならない方をご説明します。（円）

各期間	2004.8～ 2005.7	2005.8～ 2006.7	2006.8～ 2007.7	2007.8～ 2008.7	2008.8～ 2009.7	2009.8～ 2010.7	2010.8～ 2011.7	2011.8～ 2012.7	2012.8～ 2013.7	2013.8～ 2014.7	2014.8～ 2015.7	2015.8～ 2016.7	2016.8～ 2017.7	2017.8～ 2018.7	2018.8～ 2019.7
改正前	4,160	4,080	4,100	4,080	4,060	4,040	3,950	3,960	3,950	3,930	3,920	3,920	3,910	3,920	3,940
改正後 (差額)	4,160 (0)	4,100 (+20)	4,120 (+20)	4,100 (+20)	4,080 (+20)	4,060 (+20)	3,970 (+20)	3,980 (+20)	3,970 (+20)	3,940 (+10)	3,940 (+20)	3,940 (+20)	3,920 (+10)	3,930 (+10)	3,950 (+10)

#### ◆対象とならない方

各期間の「改正後」の値以上の給付基礎日額（注1）が適用されていた方

#### ◆対象となる方

各期間の「改正後」の値を下回る給付基礎日額（注1）が適用されていた方

#### ～追加給付の対象となる方の例～

（例）2013(H25)年10月1日から30日間休業補償給付・休業特別支給金（合わせて給付基礎日額（注1）の80%）を受給していたDさんの場合

※Dさんは平均賃金が3,000円であったため、最低保障額の3,930円で支給されていました。

★改正により、同期間については3,930円から3,940円に最低保障額が10円増額します。

→ 追加給付額は、10円×80%×30日 = **240円** + 加算額（注2）（4円）

### ② 休業スライド率の改正

今回の休業スライド率の改正により、追加給付等の対象となる方、対象とならない方をご説明します。

#### ◆対象とならない方

##### 【2019年3月までの休業分としてお支払いしたものについて】

ア 1999(H11)年以降に被災された方は、スライド率の変更がありませんので、追加給付の対象となりません。

イ 給付基礎日額（注1）が年齢階層別最高限度額の適用を受ける方（25歳未満・70歳以上：約13,000円～50歳代前半：約25,000円）については、追加給付の対象となりません。

#### ◆対象となる方（上記イに該当する場合は除きます。）

##### 【2019年4月分について、今回のスライド率の改正により金額が上がる方】

○次のいずれかの時期に被災し、その被災が原因で2015（H27）年7月時点で給付を受けていた方  
 ・1996(H8)年10月～12月 ・1998(H10)年1月～3月 ・1998(H10)年7月～9月

##### 【2019年3月までの休業分としてお支払いしたものについて】

2004（H16）年7月以降の労災保険給付について、現在、対象となる方や追加給付額を確定させるため、システムによる再計算を進めているところです。今しばらくお時間をいただきますが、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。なお、追加給付の対象となるのは、例えば以下のような方です。

○1997(H9)年4月～6月に被災し、その被災が原因で2013（H25）年1月時点で給付を受けていた方

○1998(H10)年10月～12月に被災し、その被災が原因で2013（H25）年7月時点で給付を受けていた方

○1998(H10)年7月～9月に被災し、その被災が原因で2015（H27）年7月時点で給付を受けていた方

など

（注1）給付基礎日額：基本的には、労働基準法上の「平均賃金」に基づき決まるものです。ご自身の給付基礎日額は、「支給決定通知書」や「変更決定通知書」（別紙参照）などで確認することができます。

（注2）加算額：過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた金額との「差額」に、その「差額」が現在価値に見合う金額となるようにするための金額を加算するものです。

## 労災年金

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長



# みほん

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
  - (1) 下記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
  - (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
  - (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起

被災された日

年金証書番号															
保険給付等の種類															
保険給付											傷病年月日	年	月	日	
特別支給金											療養開始年月日	年	月	日	
											支給事由発生年月日	年	月	日	
											支給決定年月日	年	月	日	
援護費等	未支給の援護費※											三者損賠受領額			
算定基礎	平均賃金	特別給与の総額		既存障害	傷病・障害等級	算定人数	スライド率	重大過失	滞納率						
	給付日額	×	給付日数	厚年等調整率(額)		支給制限率	=	保険給付額							
	算定日額	×				支給制限率	=	特別一時金額等							
一時金額の等	前給付過誤払額	休業内払額	回収額	合計	調整額処理方法										
	保険給付額														
備考															

給付基礎日額

## 休業（補償）給付

労働者災害補償保険

休業（補償）給付

(1) 支給決定通知

請求人	労災 太郎	給付種類	1
支給決定金額	保険給付額	¥131,874	
	特別支給金額	¥43,958	
期間	平成26年10月1日	平成26年10月31日	まで
算定基礎	給付基礎日額	スライド率(%)	支給日数
	7,090		31
減額理由	一部負担金相当額		
	厚年等調整減額	年金	

給付基礎日額

表記についての説明事項

- 給付等の種類欄
  - 1...休業補償給付・休業特別支給金
  - 2...未支給の休業補償給付・未支給の休業特別支給金
  - 3...休業給付・休業特別支給金
  - 4...未支給の休業給付・未支給の休業特別支給金
  - 5...療養補償給付たる療養の費用給付
  - 6...未支給の療養補償給付たる療養の費用給付
  - 7...療養給付たる療養の費用給付
  - 8...未支給の療養給付たる療養の費用給付
- 支給決定金額欄
 

保険給付額は、給付基礎日額の24/104×休業日数  
 特別支給金額は、給付基礎日額の24/104×休業日数  
 (いずれも)日当たり・円未満は四捨五入となります。
- 算定基礎欄
 

給付の算定の基礎となる給付基礎日額は、期満として  
 給付の日の前年3ヶ月の賃金総額により算定する1日当たりの賃  
 金です。ただし、賃金水準が4年間で10%を超えて変動  
 した場合、その変動率に応じて増減又は減少(スライド)され  
 ます※1。  
 また、スライド後の額が最低限度額に満たない場合はその額が、さ  
 らに、療養開始後1年6ヶ月を経過した場合は、同様に、年額前  
 年の最低限度額、最高限度額※2が適用されます。  
 ※1スライド率半額が労働の方はスライドが適用されていません。  
 ※2最低限度額、最低限度額、最高限度額については、毎年8月に  
 見直し改定される場合があります。
- 減額理由欄
 

「一部負担金相当額」...通勤災害による休業の場合に初回請求  
 時、原因として労働者が控除されます(健康保険の日額特別補償保  
 険の場合は10割)。  
 「厚年等調整減額」...初回の事由により厚生年金等の他の年金を  
 併給している場合には、原因として給付額から一定率の調整を行っ  
 ていきます。  
 ※併給期間を控除してあります...併給期間とは、休業の最初の  
 日から3日間のことで、この間の休業(補償)給付及び休業特別支  
 給金は支給されません。

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を表記のとおり決定したので通知します。

平成26年11月4日

労災中央労働基準監督署長



## 労災年金

重要書類

差出人  
厚生労働省労働基準局  
労災保険業務課  
〒177-0044  
東京都練馬区上石神井4-8-4

ご案内は内側にあります。  
矢印の方向へゆっくりといねいに開いてください。  
**(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)**

<労働者災害補償保険>

### 変更決定通知書

年金証書番号  年 月 日

あなたの労災保険年金及び特別年金は月分・9月分(10月支払期分)から次の年金給付(算定)基礎日額によって計算しますので、下記のとおり額が変更されます。

① 年金 (スライド率  %)

給付日額	給付日数(日)	厚俸	年金年額(円)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

② 特別年金 (スライド率  %)

算基日額	給付日数(日)	特年年金年額(円)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

③ 傷病差額特別年金

傷差特年年金年額(円)
<input type="text"/>

**給付基礎日額**

※ 給付日額＝労災保険年金の給付基礎日額 算基日額＝特別支給金の算定基礎日額

この通知書は再発行しませんので、大切に保管してください。  
(下部の記載事項をよくお読みください。)

○ 労働者災害補償保険法に基づき、スライド率、年金給付基礎日額の年齢階層別の最低限度額・最高限度額及び給付基礎日額の最低保障額が、平成29年8月1日に改定されました。

○ スライド率及び最低・最高限度額等については、下部の記載事項に記述しております。

また、制度の概要及び趣旨等につきましては、厚生労働省ホームページ「労災年金受給者の皆様へ」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/rousainenkin-slide>)にてご案内しておりますが、併せて、労働保険適用・徴収、労災保険コールセンター(0570-006031)もご利用ください。

なお、個別の給付額等の変更内容につきましては、下記の労働基準監督署までお問い合わせください。

問い合わせ先

みほし



電話番号

- 年金年額は、年金給付基礎日額を基に、次のとおり計算されます。
  - 厚年等調整率(厚俸)欄が空欄の方……年金給付基礎日額×給付日数
  - 厚年等調整率(厚俸)欄に率が印書されている方……年金給付基礎日額×給付日数×厚年等調整率
  - 厚年等調整率(厚俸)欄に\*が付されている方……年金給付基礎日額×給付日数-厚年等年額
  - 厚年等調整率(厚俸)欄に\*\*が付されている方……年金給付基礎日額×給付日数×厚年等調整率(2種併給)
- 特別年金額は、算定基礎日額に給付日数を掛け合わせた金額です。
- 年金給付基礎日額は、原則として平均賃金に相当する額にスライド率を乗じて得た額をいいますが、その額が被災労働者の年齢階層に応ずる最低限度額(最高限度額)を下回る(上回る)ときは、その額にかえて最低限度額(最高限度額)が年金給付基礎日額となります。
- 年金のスライド率は、全産業の労働者1人当たりの平均給与額が、災害発生年度にくらべ、変動があった年の翌年度の8月から改定されます。(小数点第1位で表記されます。)ただし、スライド率欄に\*\*\*が付されている方はスライド率が適用されません。  
また、最低限度額及び最高限度額については、年齢階層ごとに「賃金構造基本統計調査」の結果に基づいて算定し、8月から改定することになります。

- 表記の保険給付に関する決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。
- 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の届本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。)決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。  
また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

- 不明点がありましたら表記の労働基準監督署に年金証書番号を申し出てください。